

小田原市立足柄小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの認知 《徳A-1 C-2》

いじめの定義の再確認

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童に行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

ポイント①行為の継続性・反復性は問題ではなく、1回限りでも「いじめ」

②被害の軽重は無関係（そんなこと…と一方的に判断はできない）

③加害者の意図の有無は定義に含まれない（無自覚でも「いじめ」）

④固定された人間関係の中で起こるものではなく、いつ、だれにでも起こりうる



個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく
いじめられた児童の立場に立って考えることが大切

2 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題である
- いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の児童に対する注意も必要である」

※集団の問題と受け止め、周りの子どもたちが集団の一員の責務として問題解決にあたらうとする態度を育てる必要がある。

- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

○命や人権を尊重し、思いやりの心にあふれた人間性を育む

- ・人権教育、道徳教育教材の効果的活用
- ・「ことば」を大切にされた心に響く道徳教育
- ・総合的な学習の時間の充実（体験学習等）
- ・ペアワークやグループディスカッション等を活用した協働的な学びの推進

○いじめ未然防止のための共通理解と学校体制の確立

- ・いじめ問題の理解と対応マニュアル作成
- ・児童指導に関する校内研修の実施
- ・教育相談窓口の周知
- ・教職員同士がお互いに相談しやすい雰囲気づくり

○児童との信頼関係の確立

- ・教育相談コーディネーターを核とした教育相談体制の構築
- ・学級活動の充実
- ・児童が安心できる学級経営（一人一人の子に居場所と出番の設定）

○児童の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

- ねらいを明確にし、わかったことが実感できる授業の工夫
- 児童自らが自己決定できる場の設定
- 個々の課題に合わせた個別指導の充実
- 児童に役割や責任を与えることができる場の設定
- 委員会活動などの集団活動の充実
- 研究授業の充実と児童が積極的に参加、活躍できる授業改善

○保護者や地域に開かれた学校づくり

- 学校だより、保護者懇談会、HP等で学校の指導方針を明示
- 保護者が気軽に相談しやすい体制と環境の整備
- P T Aと連携した家庭教育学級の開催
- 自治会等の行事への参加
- 警察や児童相談所等の関係機関との連携

(2) いじめの早期発見のための取組み

○いじめのサインを受け取る

- 児童と一緒に過ごす機会の確保
- 生活アンケート
- 校内研修の実施（夏期休業）
- 児童指導・支援委員会の場を活用し、教職員同士で情報を共有

子どものサインを見逃さない □いじめを受けている？■いじめをしている？

(朝)	□いつもとちがう友達と登校する。	□挨拶すると目を伏せる。
	■嫌がっている友達にじゃれながら登校する。	
(休み時間)	□一人になれる場所をさがす。	□いつもと違うグループと遊んでいる。
	□職員室付近をふらふらしている。	■「遊ぼうぜ」と無理やり誘う。
(給食・昼食)	□割り当てでないものを運んでいる。	□グループの誰とも話さずに食べている。
	■お弁当のおかずをひやかす。	■片付けをおしつける。
(清掃)	□人の嫌がる仕事ばかりしている。	□清掃分担と違う場所を掃除している。
	□清掃時間にはいない。	■自分ではやらずに特定の人に指示する。
(学校生活全般)	□保健室によく行く。	□ものがよくなる。
	□衣服に足跡などがついている。	□ある子の所にゴミが置かれている。

○生活アンケートの実施（いじめの認知・早期発見）※別紙

- ・前期（6月）、後期（1月）に1回の生活アンケート調査実施

(3) いじめ早期解決のための取組み

- ・「チームによる対応と情報共有」

発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと対応します。

- ・多方面からの情報収集による正確な事実の把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係児童や教職員、保護者等からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応していきます。事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等の取り扱いには注意を払います。

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保

いじめの相談や通報にきた児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、時間や場所等に十分な配慮を行い、それらの児童を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後等においても教職員が見守る体制を整えます。

- ・関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談

事実確認の結果は、校長などの管理職が責任を持って市教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に全ての事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請します。

重篤な暴力や恐喝等を伴ういじめについては、警察との連携を図っていきます。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組み

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、「いじめ対策委員会」を設置します。

組織の構成員

管理職、児童指導担当、グループリーダー、教育相談コーディネーター、当該児童担任

※事案内容により、構成員については、関係機関と連携しながら柔軟に検討し、校長が任命する。

組織の役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する教職員研修等の実施

- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供

(2) いじめの理解の促進 ※市の基本方針改訂への対応

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消していると判断することはできない。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察する。

※いじめ対策委員会設置→3ヶ月後に見直し、現状把握・報告

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

- ・いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）
- ・児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なす。

(2) 重大事態発生の調査・報告

在籍する児童が重大事態に陥った場合、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。

重大事態には、緊急いじめ対策委員会を設置し、教育委員会と連携して、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

※組織を構成する第三者の参加については、いじめ対策委員会で検討し、構成員を決定する。

(3) 児童、保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。